令和4年度 第1回彦根市公共下水道事業審議会　議事録（R4.7.4）

1．日時　令和4年7月4日（月）

2．場所　彦根市役所本庁舎　第1委員会室

3．出席者（順不同）

　　　　　＜委員＞　7名

中村　傳一郎

横山　幸司

丸尾　雅啓

　長﨑　敏雄

　松本　重彦

　米田　紀代子

渡邊　美幸

　　　　　＜事務局＞　13名

上下水道部：廣田部長、木村次長

　　　　　上下水道総務課：清水課長、野口課長補佐、若林、桂田

　　　　　下水道建設課：大林課長補佐、山田副主幹

　　　　　上下水道業務課：田中課長、藤本課長補佐、巖佐副主幹

道路河川課：田中課長補佐、大橋副主幹

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | ただ今から、令和4年度 第1回彦根市公共下水道事業審議会を開催いたします。  委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます上下水道総務課の野口でございます。よろしくお願いいたします。  それでは、開会にあたりまして、彦根市副市長の安藤からごあいさつ申し上げます。  （副市長あいさつ）  続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様のご紹介でございます。委員の皆様より、簡単に自己紹介をお願いいたします。  （中村会長より座席順に自己紹介）  次に、事務局の職員より自己紹介をさせていただきます。  （廣田部長より自己紹介）  それでは、安藤副市長につきましては、他の公務のためここで退席させていただきます。  続きまして、会議の成立についてご報告いたします。  本日の会議ですが、彦根市公共下水道事業審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は8名中7名の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しますことをご報告いたします。  それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと存じますが、審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、中村会長よろしくお願いいたします。 |
| 【議事】  会長 | それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。  議事（1）「彦根市下水道事業経営戦略の見直しにかかるスケジュール」について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （「彦根市下水道事業経営戦略の見直しにかかるスケジュール」について事務局より説明。） |
| 会長 | 事業の経営戦略の見直しをして、収支その他諸々が効果的かつ市民サービスが十分できるものにしていくということで、料金改定の方も絡んだものにしていこうということです。今回の経営戦略との絡みの中で、ここだというポイントをもう少しご説明いただけませんか。 |
| 事務局 | はい。今回の経営戦略の見直しにおきまして、我々として最も重要と考えておりますのは、使用料の見直しに関する事項でございます。  現在の経営戦略の4ページ目に、「（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要」という項目がございます。その中の「②今後の財源についての考え方・検討状況」の一番上に、「使用料の見直しに関する事項」という項目がございます。こちらの内容を見ていただきますと、「地方公営企業法の適用により得られる財務指標を基に、適正な使用料の見直しを行います。」という記載になっております。  ただ、今ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、社会資本整備総合交付金の交付要件といたしまして、使用料の検証でしたり、経費回収率向上のロードマップの策定等を令和2年度以降、少なくとも5年に1回はしなければならないということを求めております。そのため、今回の経営戦略の見直しにおきましては、使用料の見直しに関する事項についてもう少し具体的な記載をしたいと考えております。  ただ、こちらも繰り返しの説明になりますけれども、例えば使用料の値上げが必要であるという結果になりましても、別途策定しております第6期経営計画と合わせて、使用料改定時期や金額については、改めてそちらの方に明記していく形にしたいと考えておりますので、今回につきましては、あくまでその内容の整理や実際に財政投資計画等を見た上で、使用料が不足してくる時期がいつ頃になるのか、こういった部分をしっかり把握した上で、第6期経営計画と合わせた見直しの際に、具体的に時期や金額の改定ということも記載できればと考えております。 |
| 会長 | お話がありましたように、経営戦略というのは、総務省の指示に基づいたものであり、一方、社会資本整備総合交付金については国土交通省所管であり、その交付金をもらうには、交付要件があります。その中でいろいろ見直しをしなさいと、こういう組み立てになっているということですね。  経営戦略自体は総務省所管ですが、その中の細かいことは、第6期の経営計画等含めて、国交省の補助金をもらわないと下水道事業は厳しいので、補助金をもらうために、適正な回答を出していく。これが今回の経営戦略見直しの大きいポイントということですね。  今説明がありましたこの経営戦略のことに関しまして、これから4回ぐらい、この審議会で図っていこうというお話でありますけれども、何でも結構ですので、ご意見なりご質問なりございましたら、委員の皆様にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。  （質疑） |
| 委員 | 経営戦略の見直し、そして経営計画の中で、具体的な使用料等を改定していく。こういう流れということはよくわかりました。次回の審議会で、料金改定のシミュレーション結果等を報告される予定となっていますが、下水道担当の皆さんが自前でそのシミュレーションをされるのでしょうか。 |
| 事務局 | シミュレーションにつきましては、外部業者に委託いたしまして、そちらにシミュレーションしていただいた上で、資料を提示していただき、その内容をこちらで検証いたしまして、審議会に諮らせていただきたいと考えております。 |
| 委員 | 固有名詞は出せないかもしれませんが、監査法人みたいなところか上下水道のコンサルみたいなところか、どういったところを想定されておられますか。 |
| 事務局 | 上下水道のコンサルを想定しております。 |
| 委員 | わかりました。  具体的な改定の話が出てくるのは、次回の審議会ということで、我々の任期はもう終わっている頃かもしれませんが、実際は今のうちからそのシミュレーションを始められるかと思います。具体的に決定していくというのは次期以降になってくるということですが、これは断裂したものではなくて、この段階で大体想定があって、経営戦略を見直していく必要があろうかと存じます。シミュレーションは上位中位下位いろんなパターンを想定していかなければならないと思います。そういう意味では、今期が非常に大事ですので、その辺をしっかり出していただきたいと思います。 |
| 会長 | 他の委員の方、ご質問ご意見ありましたら、お願いいたします。 |
| 委員 | 適正な使用料を見直しするときに、おそらく下水道自体の経費はかなり大きくて、自治体が相当な負担をしているように思います。使用料を改定するには、どれぐらいが適正であるかというときに、適正というのは何を基準にしていくのかが気になります。あまり大きく値上げしてしまうと、大きな反発が起こることは目に見えていますし、だからといって上げていかないと、彦根市の負担が大きいかと思います。  そういうときに、市民の方が納得いただくということと市の財政自体がある程度カバーできる範囲での改定という折り合いをつけるので、どういったことを基準に決めているのかを教えていただける範囲で聞きたいなと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 事務局 | 何が適正かというところでございますが、汚水処理に対する費用を何で賄うかということになります。公共下水道には公的な水質保全という役割がございますので、そういった公費で賄える部分とあとは、個人のお宅や工場等から出る汚水を処理する私費で負担する部分がございます。公費で賄う部分というのが、一応基準として、総務省の方から毎年通知がありますけれども、いわゆる基準内繰出、こちらからしたら繰入になります。そういった費用で、汚水処理費用を公的に支出した場合に、交付税なりで担保するといったような内容で通知が参りまして、その基準内繰出、繰入を除いた汚水処理にかかる部分を、使用料で賄いなさいというのが基本になるかと思います。そうしますと、恐ろしく高額な料金ということになってしまいますので、各市町がどこまで公的に負担し、そこからさらに国の施策としては基準外になりますが、この基準で各市町がどこまで負担できるかというところとの境目を探るようなことになるかとは考えております。 |
| 委員 | ありがとうございます。 |
| 会長 | 仕組みのおおよそが理解できるものの、市の財政だけを考えるわけにはいかないところがありますし、負担する側のこともありますので難しいところですけれども、そこら辺が、市の方の腕の見せどころかと思います。市民に理解を得るための説明につながることだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。  他、何かございますか。  それでは特にご意見ございませんようですので、議事（1）経営戦略の見直しにかかるスケジュールにつきましてはこの辺で終わりまして、これから次の議題に移ります。  （2）第2期社会資本総合整備計画の事務評価についてということで、事務局の方から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （「第2期社会資本総合整備計画の事後評価」について事務局より説明。） |
| 会長 | ありがとうございました。  事業の事後評価をしてくださいということで、今ご説明いただきました。単純な話になりますが、別紙4の重点計画と非重点計画の中に、公共下水道の処理人口普及率を挙げていただいていますけれども、この字だけを見ていると同じものが書かれているので、数字的に実績値86.3％と82.5％という差が出ているあたり、もう少し詳しく説明していただけますか。 |
| 事務局 | はい。平成30年1月に、国の制度が少し変わりまして、重点計画として、未整備普及地の整備が重点項目という設定がなされました。それ以降は、上側にあります重点計画として、別の計画という位置付けになりまして、人口普及率のみの数値となっております。  下に同じ項目がございますのは、この整備計画は28年度から進んでおりまして、28年度と29年度には、重点計画という概念がありませんでしたので、28年度と29年度については、非重点計画の中として、汚水管の整備というものがあったということになります。28年度と29年度にはもうすでに実施をしておりますので、その数値はそのまま置いておきなさいというのが国の指導でございまして、29年度までの実績値としては、人口普及率が82.5％となります。つまり、計画策定時の80％から29年度末は82.5%まで伸びましたという評価になっています。 |
| 委員 | 別紙の2の方でも、「3　期間終了時の非重点計画」で、82.5％と挙がっていまして、  指標の基準値の11万2620人は変わっていませんね。だから、平成29年度時点のものがこれで、上はそうではなく、令和2年度のものであると。簡単にそういう違いがあるということですね。 |
| 事務局 | はい。そういうことになります。 |
| 委員 | 同じ字が並んでいるので、なぜかと疑問に思いましたので。  その非重点計画は、国のことですから、今回の審議会には直接関係がありませんが、数字をそのまま置いてくださいとか、役所のルール的な話で、こういう資料なんかにもまとめて公にされると、ちょっと混乱するところがありますね。  あと資料の写真でマンホールトイレがありますが、これはどちらの小学校ですか。 |
| 事務局 | こちらは佐和山小学校です。 |
| 委員 | 8か所ぐらいマンホールトイレが設置されているということですか。 |
| 事務局 | 1校につきまして15個の穴がございます。  中段の1番右側の写真ですが、この配置がもう1列横にあるという形になります。 |
| 委員 | なるほど。ここにテントをつけて利用するということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | あとは城東小学校ですか。 |
| 事務局 | はい。同じ構造のものが城東小学校と平田小学校にあり、合わせて3か所ございます。 |
| 会長 | かなりたくさんの説明がありました。  重点計画も結局、国が制度を分けることによって、より重点的に工事代をあげようという趣旨なのかなという気がしますけれども、それに沿ってやっているということで、新しくは、高宮新川等が計画に入っているということです。  皆さん、資料が複雑でわかりにくいかと思いますけれども、まずこれを理解していただかないと先に進まないと思いますので、何かご質問ありましたらどうぞおっしゃってください。  （質疑） |
| 委員 | 単純なことですが、別紙①の事業内容に書いてあるＬとかＮは、何の略でしょうか。単なる単位でしょうか。 |
| 事務局 | 数値を表すために使っておりまして、Ｌが延長ということで、Ｎが数や箇所という意味です。 |
| 委員 | 別紙2と別紙4の資料につきまして、現況値や目標値が86.5％とか12.4％とかあっても、これが高いのか低いのかがよくわからないです。100％により近いほうがいいのでしょうが、国で調査の結果を取りまとめておられるので、おそらく全国平均値ですとか何らかの基準というものがあるかと思います。あるいは、それがなくても滋賀県内のほかの自治体との比較ができるかと思うのですが、今彦根市さんが86.5%というような数字は、集計においても高い水準になるとか、あるいは12.2％とかいうのは、低い水準だとかいうように、参考値のような情報を加えていただけると、理解しやすいのではないかと思います。 |
| 委員 | 下水道はデータ収集がかなり盛んに行われていまして、人口規模等に応じた、その指標というのがありますね。そのような集計から、類似団体の中で、彦根市が置かれている状況がわかるので、もし今わかるようでしたら、説明いただけるとありがたいのですがいかがでしょうか。 |
| 事務局 | 令和2年度末の数値になりますが、下水道普及率の全国平均は80.1％です。彦根市は、この数字を上回っているのですが、滋賀県内で言いますと91.6％となっており、約5ポイント低いといった現状になっております。これは、彦根市の松原町にあります東北部浄化センターが平成3年度に稼働開始いたしまして、南側の大津市や草津市と比べると若干遅かったというのが原因でございます。  稼働以降は、彦根市としても、琵琶湖方面から順次整備を進めておりまして、最上流側が野田山町になりますが、供用開始に向けて整備を進めておるところでございます。 |
| 委員 | 全国平均と県内の状況はそういうことだと思いますけども、同規模ぐらいの自治体で他の項目がどうなのかという数値がわかりましたらまた調べていただきたいです。 |
| 事務局 | その他の項目でございますけども、マンホール蓋の健全度率だとか緊急輸送路下のマンホールの機能確保率というのは、どちらかというと彦根市オリジナルで、この整備計画独自の仕様でございますので、なかなか類似計画というのは存在してないのかなというふうに思います。 |
| 委員 | 独自の指標を設けるというならそれでいいことだと思いますし、そういうことで構わないと思います。 |
| 会長 | 他に、ご質問ご意見いかがでしょうか。 |
| 委員 | 重点計画と非重点計画の違いがよくわかりません。恐らくは、優先的に大きな工事を行うのが重点計画、そうでないのが非重点計画だと思うのですが、そうなると、非重点計画の対象で、場合によっては、工事の対象にならないあるいは減額されるなど、補助率の違い等あるのか、その違いについて教えていただきたい。 |
| 事務局 | まず重点計画というのが、配分を優先的にするという計画になっていまして、彦根市はたまたま要望した額を満額交付いただいていますが、他市町ですと、非重点計画になると内示率が悪くなると聞くこともあります。補助率は変わらないのですけれども、配分が低くなるといった形になっております。  重点項目の振り分けは、下水道と浄化槽、合併浄化槽、農業集落排水、これらの整備率が95％以上の都市になると、重点計画に当たらなくなります。要は、整備ができてないところについては、お金をあげるので、頑張って下水道の整備をどんどん進めてくださいというような形になりまして、配当配分が多くなるというような流れになっております。 |
| 委員 | 単純な質問ですが、公共下水道の人口普及率の目標値が86.5%で、実績が86.3％となっていますが、これは100％にできるという確信はありますか。下水道を設置できない場所があるというのを聞いていますので、そうなると、どう頑張っても100％にはならないと思うのですが、その辺についてお伺いしたいです。 |
| 事務局 | 下水道普及率が100％の都市というのは、全国的にはほとんどないような形です。彦根市につきましても、国道沿線ですとか一級河川沿い、あるいは山間地等については、設置が厳しいところもございます。  おそらく本市としても例外なく100％を達成するのはなかなか困難だとは思います。 |
| 委員 | ちなみに大津方面ですとかなり進んでいますけども、今、例えば大津市とかどれぐらいかわかりますか。 |
| 事務局 | 令和2年度末の数字にはなりますが、大津市の普及率は99.2％です。同じく整備困難地というものを抱えておられる都市だというふうに認識はしております。 |
| 委員 | 整備困難な区域というのは、例えば河川沿いですとどんな理由がありますか。 |
| 事務局 | 一級河川等になりますと、川の横に道があるのですが、それが堤防という位置付けでありまして、掘削して管を入れるということを許可していただけない。そうなってくると、そこに面している家については、下水管を配管できないといったケースがあります。  当然、100％に満たない都市というのは、そういった地理的な条件というものを持っておられまして、それをどういうふうに整備していくのかということは、頭を悩ませていることだと思います。本市にもそういった土地がございますので、そちらについて、どのような形で汚水処理をしていくのかということを検討していくことが今後の課題であると思います。 |
| 委員 | そういう理由で下水道がずっとないところを知っています。 |
| 委員 | 違う話になりますが、マンホールトイレが3か所にあるとのことですが、今後例えば南の方へ普及させていく計画はありますか。 |
| 事務局 | 現在のところはこの3か所が中心ということで、これ以降に下水道部局として増やしていくという計画は、今のところはありません。ただ、南彦根駅に建設しております新市民体育センターにつきましては、防災拠点という位置付けになりますので、私ども下水道部局が担当ではないのですが、マンホールトイレシステムを整備されて、将来的には下水道部局が管理していく施設があります。  また、こちらの本庁舎にも、北側の駐車場には同じようにマンホールトイレシステムが10か所ありまして、そちらはもうすでにこちらに移管されて、下水道部局でメンテナンスをしているというような施設になっています。 |
| 委員 | こういう情報は、市民の方もご存知でしょうか。 |
| 事務局 | マンホールトイレの存在は、庁舎側としてはＰＲをしていると思います。新市民体育センターにつきましても、市の防災拠点になりますので、そういった防災のＰＲの中には、話題になってくる施設だと思っております。 |
| 委員 | ありがとうございます。いざというときに、そういう情報がしっかり行き渡っていればいいかなと思います。 |
| 委員 | マンホールトイレに関してですが、いざ必要になったときは、これは市の職員さんが設置してくれるのか、担当はどうなるのですか。 |
| 事務局 | 基本的に私ども下水道部局の職員は、道路下に埋設されている管渠の調査を重点的に行いますので、マンホールトイレの稼働につきましては、施設管理者もしくは住民の方にご協力いただくということになるかと思います。  ただ、整備してから時間が経つと、正常に稼働するかどうかということがありますので、年1回、9月にマンホールトイレを開けて水を流してみて、使えるかどうかという調査は、私どもの方でさせていただいています。 |
| 委員 | 住民の方々、地域の方々にある程度使い方を勉強していただいて、いざという時は使ってくださいということになりますか。 |
| 事務局 | 基本的には学校に整備している避難所になりますので、学校の職員や施設管理者がおります。マンホールトイレの上物、例えばテント等は学校の倉庫の中に保管しておりますので、そのあたりは施設管理者とともに設置していただくという形になります。またテントの組み立て方ですとか、操作方法につきましては、マニュアルを作っておりまして、それも常備させていただいています。 |
| 委員 | わかりました。実際使ってみないとわからないという部分がありますし、マンホールトイレを使用するような状況になった時には、きっと他にもいろんな問題が発生しますので、日頃の訓練というのが大切だと思います。マンホールトイレに関しては、訓練しなければならないものという理解はしていなかったので、初めてわかりました。 |
| 会長 | 他に何かあればお願いします。 |
| 委員 | 別紙③-1で、交付金事業実施量と市単独事業実施量が表になっているのですが、他の説明の時はあくまでも交付金事業実施量の進捗状況ということでよろしいですか。 |
| 事務局 | 社会資本整備総合交付金というのは、交付対象というのが決まっておりますので、それで足りない部分に関しては、市の単独事業として実施をしております。先ほど説明させていただいた数値というのは、あくまで国の交付金対象ということになります。ただし、人口普及率につきましては、市単独の部分も含めて全体的なことになります。 |
| 委員 | 別紙4の事後評価の中のマンホール蓋の健全度率で、実際に必要だったのは700枚ぐらいで、663枚はできたということは、今日の議論からは外れるかもしれないけれども、全体として必要な部分はできているという認識でよろしいですか。 |
| 事務局 | はい。計画した数字に関してはクリアするような形で整備を進めております。 |
| 会長 | 今日は第1回目ということで、これからの審議会を進めるにあたっての説明をいただいたわけですけれども、他にご質問等ございませんか。  それではご質問、ご意見がないようでございますので、議事に関しましては、これで終了といたします。では事務局の方から連絡等ございましたら、お願いします。 |
| 【閉会】  事務局 | 中村会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましても、本日は長時間にわたり、慎重なご審議を賜りありがとうございました。  議事（1）でご説明いたしましたとおり、今年度は彦根市下水道事業経営戦略を見直すにあたり、あと3回の審議会開催を予定しております。皆様の任期といたしましては、本年の11月26日をもちまして、いったん区切りとなりますが、継続した審議が必要な案件となりますことから、可能な限り委員の継続をお願いしたいと考えております。ご多用とは存じますが、何卒よろしくお願いいたします。  以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。 |